

議案第十七号

地域民芸品等保存伝習施設美術品等整備基金条例の設定について

次のとおり地域民芸品等保存伝習施設美術品等整備基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

地域民芸品等保存伝習施設美術品等整備基金条例

(設置)

第一条 地域民芸品等保存伝習施設における美術品等の整備を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、地域民芸品等保存伝習施設美術品等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五條 基金は、地域民芸品等保存伝習施設における美術品等の整備のため必要があるときは、その一部を処分することができる。

(委任)

第六條 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。